

指定官庁の手続に関する Q & A集

1. 国内移行の手続について
2. 国内優先権について
3. 委任状について
4. 新規性喪失の例外について
5. 出願番号の記載について
6. 出願人の名義の変更について
7. 出願人の住所又は名称の変更（誤記）があった場合について
8. 補正の特例について
9. 誤訳訂正について
10. 条約第19条及び第34条補正に係る補正の写し提出書及び翻訳文提出書の提出について
11. 審査開始時期について
12. 出願審査請求手数料の返還について
13. 期間徒過後の手続に関する救済について
14. 優先権の回復について
15. 引用(欠落)補充手続について

1. 国内移行の手続について

Q1-1 日本への移行を希望する場合、国際出願時に日本を指定することが必要ですか。

A 国際出願は、全締約国を指定したものとみなされるため、必要ありません。すべての国際出願は、日本を指定したものと取り扱われます。

先の出願（基礎とした日本国内の出願）を基に優先権主張している場合、願書第V欄（国の指定）から「JP」を除外することができますが、指定国として「JP」を除外すると、日本へ移行することはできません。

Q1-2 一の国際出願について、複数（例えば、特許と実用新案等）の国内移行手続をすることはできますか。

A 一の国際出願について、複数の国内移行手続をすることはできません。一の国際出願に対しては、一の国内書面しか提出できません。

Q1-3 国際段階でパリ条約に基づく優先権の主張の取下げを行った場合、国内移行の手続は、いつまで可能ですか。

A 優先権の主張を全て取り下げた場合は、国際出願日が優先日となることから、国際出願日から30月までとなります。

また、優先権の主張が複数あり、そのうちの一部を取り下げた場合は、残った優先権の主張のうち最先の日から30月までとなります。

Q1-4 国際段階でパリ条約に基づく優先権の主張をともなう出願において、法人である特許出願人がパリ条約又は世界貿易機関の加盟国の国民ではないが加盟国の領域内に営業所を有する場合、特許出願人の営業所を記載する必要がありますか。

A パリ条約に基づく優先権の利益を享受するためには、国内書面の特許出願人の「【氏名又は名称】」の欄の次に「【営業所】」の欄を設けて、パリ条約又は世界貿易機関の加盟国の営業所の所在地の国・地域を記載してください。

Q1-5 国際調査報告が作成されていないため、国際公開公報に要約書が記載されていない場合、要約書の翻訳文はどのように作成するのですか。

A 要約書の翻訳文の要約の欄には、「【要約】この出願は、国際調査報告が作成されていないため、国際公開公報に要約書が記載されておりません。」と記載してください。

Q1-6 国内出願番号通知の時期について、教えてください。

A 国内出願番号通知の時期の目安は、以下のとおりです。

① 受理官庁が日本の場合

国内書面提出後1～2週間程度。

ただし、国際公開後に国内書面を提出すると、国際公開から4～5月後となる場合があります。

② 受理官庁が日本以外の場合

国内書面提出後1～2週間程度。

ただし、国内書面の提出時期によって、国際公開又は国内処理基準時の遅い方から約4～5月後となる場合があります。

なお、国内出願番号に付与されている年は、一連のシステムの関係で、国内書面を提出した年と必ずしも一致

しません。

Q1-7 国内出願番号通知に名義変更が反映されていないのですが、なぜですか。

A 国内出願番号通知は、国内書面の記載をもとに出願番号を通知するものですので、国内書面と別の書面で提出された届出の内容は反映されておりません。方式審査完了後に名義変更が反映されます。また、国内出願番号通知は国内書面を提出した者（代理人が手続をした場合は代理人）に送付されます。

Q1-8 中国及び韓国の出願人の名称・あて名を、国際出願時にローマ字表記したのですが、日本への国内移行に際し、国内書面に漢字表記することは可能ですか。

A 原則として、国内書面には当該原語表音どおり片仮名で記載してください。
ただし、識別番号にかかる当該出願人の氏名又は名称・住所又は居所が漢字表記されていて、かつ、欧文氏名・欧文住所が併記されている場合には、同一の出願人として認定が可能となることから漢字表記も認められます。一方、識別番号が付与されていない場合は、国内書面の出願人の欄に、【住所又は居所】の次に【住所又は居所原語表記】、【氏名又は名称】の次に【氏名又は名称原語表記】の欄をそれぞれ設けて、当該原語（ローマ字）を記載します。
(施規様式26備考12)

Q1-9 発明者と出願人の氏名について、国際段階でスペースを使用して旧氏を併記した場合、当該出願の日本への国内移行の際、国内書面にはどのように記載しますか。

A 国内書面には、戸籍上の氏名又は旧氏を併記した氏名について記載することが可能です。国内書面に旧氏を併記して記載する場合は、旧氏を括弧書きで併記した氏名を記載してください（例：特許（発明） 太郎 ※発明が旧氏）。

なお、PCT国際出願の国際段階で戸籍上の氏名を記載した場合で、国内書面には旧氏を併記して記載するときは、国内書面に【その他】の欄を設けて以下のような記載をしてください。

例：発明者〇〇（〇〇） 〇〇の氏名について、国際段階においては戸籍上の氏名を記載したが、国内書面には旧氏を併記した氏名を記載する。

2. 国内優先権について

Q2-1 特許法第41条第1項に規定する優先権主張に関する代理権の証明を求める「優先権主張に関する通知」が送達されましたが、この通知はどうしてくるのですか。
また、どのように対応すればいいのでしょうか。

A 日本国内の特許出願、実用新案登録出願を先の出願として優先権の主張を伴う国際出願は、国内優先権を主張している出願として取り扱われます。国際出願の手続を代理人が行った場合、出願人から当該代理人に対し特許法第41条第1項に規定する優先権主張に関する代理権（特別授權）が証明されていることが必要となります。国内優先権の成立要件のうち、特別授權の証明のみされていない場合は、「優先権主張に関する通知」が送達されます。

対応は、手続補正書において、国内書面の【提出物件の目録】を【追加】する形で、代理権を証明する委任状を添付するか、又は包括委任状番号を記載してください。

なお、国際出願時に受理官庁に提出した委任状は、条約に基づく代理権の証明書であることから、国内法に基づく手続に関する代理権の証明とは認められません。

〈事例1〉

	先の国内出願 (I)	(I)の優先権を主張した 国際出願	
		願書	国内書面

出願人	甲	甲	甲
代理人	A B	A C	D
特別授權の証明	A (証明無) B (証明無)		

→代理人A及びCの、先の出願（I）に対する特別授權の証明が必要です。

〈事例2〉

	先の国内出願 (I)	(I)の優先権を主張した 国際出願	
		願書	国内書面
出願人	甲	甲	甲
代理人	A B	A B	C
特別授權の証明	A (証明無) B (個別委任状により証明)		

→代理人Aの先の出願 (I) に対する特別授權の証明が必要です。

〈事例3〉

	先の国内出願 (I)	(I)の優先権を主張した 国内出願 (II)	(I)、(II)の優先権を主張した 国際出願	
			願書	国内書面
出願人	甲	甲	甲	甲
代理人	A B C	A B C	A B C	D
特別授權の証明	A (包括委任状により証明) B (個別委任状により証明) C (証明無)	C (包括委任状により証明)		

→代理人A及びBの先の出願(II)に対する特別授權の証明が必要です。

[手続補正書の記載例]

〈例1：個別委任状を提出する場合〉

【書類名】	手続補正書		
【事件の表示】			
【国際出願番号】	PCT/JP2000/001234	(注1)	
【出願の区分】	特許		
	(略)		
【手続補正〇】			
【補正対象書類名】	国内書面		
【補正対象項目名】	提出物件の目録		
【補正方法】	追加		
【補正の内容】			
【提出物件の目録】			
【物件名】	委任状	1	(注2)

〈例2：既に他の案件に提出済みの個別委任状を援用する場合〉

【書類名】	手続補正書
【事件の表示】	
【国際出願番号】	PCT/J P 2 0 〇 〇 / 0 0 1 2 3 4 (注1)
【出願の区分】	特許
(略)	
【手続補正〇】	
【補正対象書類名】	国内書面
【補正対象項目名】	提出物件の目録
【補正方法】	追加
【補正の内容】	
【提出物件の目録】	
【物件名】	委任状 1
【援用の表示】	特願2 0 〇 〇 - 5 0 0 0 0 0 (注3)

〈例3：包括委任状を記載する場合〉

【書類名】	手続補正書
【事件の表示】	
【出願番号】	特願2 0 〇 〇 - 5 1 2 3 4 5 (注1)
(略)	
【手続補正〇】	
【補正対象書類名】	国内書面
【補正対象項目名】	提出物件の目録
【補正方法】	追加
【補正の内容】	
【提出物件の目録】	
【包括委任状番号】	〇〇〇〇〇〇〇

(注1) 優先権主張に関する通知に記載された国際出願番号又は国内出願番号を記載します。

(注2) 委任状には、基礎となる出願番号に基づく特許法第4 1 条第1 項に規定する優先権主張に関する委任事項が記載されていなければなりません。

(注3) 援用先に提出されている委任状には、基礎となる出願番号に基づく特許法第4 1 条第1 項に規定する優先権主張に関する委任事項が記載されていなければなりません。

(注4) 例2 と例3 の手続補正書を書面で提出した場合は、電子化手数料が必要になります。

Q2-2 日本語国際特許出願について、国内書面を提出しないまま優先日から3 0 月を経過したところ、国内書面の提出指令を受けましたが、これに応答しない場合はどうなりますか。

A 国内書面の提出がなければ、日本国における国際特許出願は却下されます。

また、先の出願（基礎となっている日本国内の特許出願）がある場合であって、先の出願と国際出願との間で国内優先権が有効であるときは、先の出願についても取り下げられたものとみなされます。

Q2-3 日本語国際特許出願について、国内書面を提出しないまま優先日から3 0 月を経過したところ、国内書面の提出指令と優先権主張に関する通知（国内優先権の主張に関するもの）を受けましたが、これに応答しない場合はどうなりますか。

A 国内書面の提出がなければ、日本国における国際特許出願は却下されます。

また、国際出願と先の出願（基礎となっている日本国内の特許出願）との間で国内優先権は無効であるため、先の出願は取り下げられたものとみなされません。

Q2-4 日本国内の出願を基礎に日本を受理官庁として提出された国際出願において、国際段階で優先日から1年4月（16月）経過後に日本における指定国の指定の取下げを行った場合、基礎となっている先の日本国内の出願はどうなりますか。

A 国際段階で優先日から1年4月経過後に日本における指定国の指定の取下げを行った場合であっても、国内優先権主張を取下げたことにはならないため、国内優先権の成立要件を満たしている場合は、先の出願（基礎となっている日本国内の特許出願）は優先日から1年4月経過するとみなし取下げとなります。

また、優先日から1年4月経過後に日本国の指定の取下げをした場合国際出願は日本への国内移行の機会を失うことになり、かつ、国内優先権の成立要件を満たしている場合は先の出願がみなし取下げとなることから、いずれの出願も日本において権利の取得ができなくなりますのでご注意ください。また、優先日から1年4月経過後に国際出願を取り下げた場合も同様となります。

ただし、指定国又は国際出願の取下げは、指定国日本において、条約第23条（2）又は第40条（2）の規定に基づき既に国際出願の処理又は審査を開始している場合は、当該取下げの効力は生じません。

（規則90の2. 6（a））

Q2-5 国際出願を基礎に国内優先権の主張を含む後の出願（日本国内の特許出願）をした場合、基礎となっている国際出願はどうなりますか。

A 日本国内においては、先の出願（国際出願）は、後の出願（日本国内の特許出願）が国内優先権の成立要件を満たしている場合、（1）国内処理基準時又は（2）国際出願日から1年4月を経過した時のいずれか遅い時にみなし取下げとなります。（特許法第184条の15第4項、特許法施行規則第38条の6の5）

3. 委任状について

Q3 国内書面を代理人が提出する場合に委任状は必要ですか。

A 原則必要ではありません。

ただし、国内優先権主張手続を行った代理人の特許法第41条第1項の代理権が証明されていないときは、代理権の証明が必要となります（国内出願の優先権を主張して国際出願を行った代理人の代理権を国内段階で証明する必要があります。）。（参照：Q2-1）

また、国内書面において復代理人を記載する場合は復代理人を選任することの特別授權に関する証明として委任状の提出が必要です。

その他、他の手続書類において特許法第9条に規定されている手続（特許出願の変更、放棄若しくは取下げ、特許権の存続期間の延長登録の出願の取下げ、請求、申請若しくは申立の取下げ、特許法第41条第1項の優先権の主張若しくはその取下げ、特許法第46条の2第1項の規定による実用新案登録に基づく特許出願、出願公開の請求、拒絶査定不服審判の請求、特許権の放棄又は復代理人の選任）を行うときには、当該手続に関する委任事項が記載された委任状が必要となります。

4. 新規性喪失の例外について

Q4 国際出願時に「不利にならない開示又は新規性の喪失の例外に関する申立て」を行えば、「新規性喪失の例外適用申請書」は提出しなくてもよいのですか。

A 「新規性喪失の例外適用申請書」の提出は省略することができます。

ただし、「新規性の喪失の例外証明書提出書」の提出は必要ですので、国内処理基準時の属する日後30日以内に「新規性の喪失の例外証明書提出書」に証明書を添付して提出してください。

なお、特許法第41条第1項の優先権主張の基礎となる国内出願番号等で既に証明書が提出されており、内容に変更がなければ、援用の表示をすることにより証明書の添付を省略することができます。

5. 出願番号の記載について

Q 5 国内出願番号の通知がされていない場合、国際出願番号で中間書類を提出することは可能ですか。

A 可能です。【出願の表示】又は【事件の表示】の欄に【国際出願番号】及び【出願の区分】を設け「国際出願番号」及び「特許（又は実用新案登録）」と記載してください。

〔記載例〕

- ① 国内書面、国際出願翻訳文提出書、特許協力条約第19条補正の写し提出書、特許協力条約第34条補正の写し提出書、特許協力条約第19条補正の翻訳文提出書、特許協力条約第34条補正の翻訳文提出書、出願審査請求書、審査請求料軽減申請書、出願審査請求手数料返還請求書の場合 → 【出願の表示】

【出願の表示】 【国際出願番号】 PCT/US 2000/123456 【出願の区分】 特許
--

- ② 国内出願番号の通知がされていないときの①以外の中間書類の場合 → 【事件の表示】

【事件の表示】 【国際出願番号】 PCT/US 2000/123456 【出願の区分】 特許
--

6. 出願人の名義の変更について

Q 6 国際段階で出願人の名義の変更があったにもかかわらず、国際段階でその手続がされなかった場合において、国内書面に記載するのは新旧名義人のどちらになりますか。

A 以下のいずれかで国内移行の手続をしてください。

(1) 『国内書面』（＝出願人名には新名義人を記載）と『出願人名義変更届』及び証明書類（譲渡証書等）を提出する。その際、『国内書面』に【その他】欄を設け、「国際段階において譲渡が行われたにもかかわらず、その手続がされない状態で国内書面提出と同時に手続するものである。」旨を記載する（又は、その旨記載した『上申書』を『出願人名義変更届』と共に提出する。）。

(2) 『国内書面』（＝出願人名には旧名義人を記載）を提出した後、『出願人名義変更届』及び証明書類（譲渡証書等）を提出する。

なお、一般承継の場合、国際段階の出願人の名義の変更の効力発生日に効力が生ずるので、『国内書面』の出願人名を新名義人にする『手続補正書』も併せて提出する。

7. 出願人の住所又は名称の変更（誤記）があった場合について

Q 7-1 国際段階において住所（又は名称）変更の手続や、表示の誤記の訂正がされなかった状態で、国内書面に新住所（又は新名称）や正しい住所（又は名称）を記載して提出する場合について教えてください。

A 国内書面と同時に、上申書に「国際段階において住所（又は名称）変更（誤記）があったにもかかわらず、その手続がされない状態で、国内書面上は変更（訂正）後の住所（又は名称）を記載するものである。」旨を記

載して提出するか、又は国内書面に【その他】の欄を設けて同様にその旨を記載してください。

Q7-2 国際段階において住所（又は名称）変更の手続や、表示の誤記の訂正がされなかった状態で、国内書面に出席人の識別番号（新住所（又は新名称）や正しい住所（又は名称）となっているもの）を記載し提出する場合について教えてください。

A 国内書面と同時に、上申書に「国際段階において住所（又は名称）変更（誤記）があったにもかかわらず、その手続がされない状態で、国内書面上は変更（訂正）後の住所（又は名称）となっている識別番号を記載するものである。」旨を記載して提出するか、又は国内書面に【その他】の欄を設けて同様にその旨を記載してください。

Q7-3 国際段階及び国内書面上の住所（又は名称）の表示が適正で、出席人の識別番号における申請人登録情報のそれと相違する場合について教えてください。

A 申請人登録の住所（又は名称）変更届を提出するとともに、国内書面と同時に、上申書に「出席人の住所（又は名称）について、変更の届出を令和〇年〇月〇日提出済みである。」旨を記載して提出するか、又は国内書面に【その他】の欄を設けて同様にその旨を記載してください。

8. 補正の特例について

Q8 特許法第184条の12（補正の特例）による手続の補正は、いつから可能ですか。

A 明細書等の補正が可能な時期は、日本語特許出願の場合は国内書面を提出し国内手数料を納付した後、外国語特許出願の場合は、翻訳文及び国内書面を提出し国内手数料を納付した後であって、国内処理基準時を経過した後になります。国内処理基準時は変動するのでご注意ください（参照：第2章3.）。

9. 誤訳訂正について

Q9-1 誤訳の訂正は、条約第19条及び条約第34条の翻訳文についても認められますか。

A 認められます。

しかし、誤訳訂正書（特許法施行規則第11条の2（様式15の2））中の【訂正対象書類名】の記載は「明細書」、「特許請求の範囲」及び「図面（図面の中の説明に限る。）」となっていることから、誤訳対象の提出書類名を「特許協力条約第19条補正の翻訳文提出書」、「特許協力条約第34条補正の翻訳文提出書」とすることができません。したがって、様式中の【訂正の理由等】の欄に「条約第19条（又は第34条）の誤訳である。」旨を記載してください。

Q9-2 誤訳訂正書に一般補正で対応可能な補正事項を含ませて、これとは別に手続補正書を提出することなく、1回の手続で済ませることはできますか。

A 誤訳の訂正にあたっては、併せて補正が必要となる場合もありますので、この場合、誤訳の訂正に加えて、一般補正で対応可能な補正事項を含ませることができます。これにより誤訳訂正書と一般補正の手続補正書を両方提出するという手続を回避することができます。

ただし、これとは逆に誤訳の訂正を目的とする補正を誤訳訂正書によらず、手続補正書に含ませることはできません。

10. 条約第19条補正及び第34条補正に係る補正の写し提出書及び翻訳文提出書の提出について

Q10 電子出願ソフトで、条約第19条補正（又は条約第34条補正）の写し提出書を作成し、補正書の写しを送ろうとしています。補正書の写しがソフトに取り込めないのですが、どのようにするのですか。

A 以下①②の見本を参考に【提出物件の目録】以下を記載してください。

① 電子出願ソフトによる特許協力条約第19条補正の写し提出書の作成例

【書類名】	特許協力条約第19条補正の写し提出書
（【提出日】	令和 年 月 日）
【あて先】	特許庁長官殿
【出願の表示】	
【国際出願番号】	PCT/J P 2000/000000
【出願の区分】	特許
【特許出願人】	
【識別番号】	000000000
【氏名又は名称】	株式会社 経産製作所
【代理人】	
【識別番号】	000000000
【弁理士】	
【氏名又は名称】	国際 太郎
【補正書の提出年月日】	令和00年00月00日
【その他】	
【提出物件の目録】	
【物件名】	条約第19条補正の写し 1
【添付物件】	
【物件名】	条約第19条補正の写し
【内容】	条約第19条補正の写し（BMP，GIF又はJPEGイメージ）（※）

※BMP，GIF又はJPEGは、イメージデータの記録形式です。

② 電子出願ソフトによる特許協力条約第34条補正の写し提出書の作成例

【書類名】	特許協力条約第34条補正の写し提出書
(【提出日】)	令和 年 月 日)
【あて先】	特許庁長官殿
【出願の表示】	
【国際出願番号】	PCT/J P 2 0 〇 〇 / 0 0 0 0 0 0
【出願の区分】	特許
【特許出願人】	
【識別番号】	0 0 0 0 0 0 0 0 0
【氏名又は名称】	株式会社 経産製作所
【代理人】	
【識別番号】	0 0 0 0 0 0 0 0 0
【弁理士】	
【氏名又は名称】	国際 太郎
【補正書の提出年月日】	令和00年00月00日
【その他】	
【提出物件の目録】	
【物件名】	条約第34条補正の写し 1
【添付物件】	
【物件名】	条約第34条補正の写し
【内容】	条約第34条補正の写し (BMP, G I F又はJ P E Gイメージ) (※)

※BMP, G I F又はJ P E Gは、イメージデータの記録形式です。

(注) 【その他】の欄には、特許協力条約第34条補正の補正箇所及び補正の根拠を記載してください。また、令和4年6月30日までの日本語特許出願で、明細書に記載した配列表を補正した場合は、【その他】の欄には、「配列表の〇〇を補正した。」のように補正箇所を明確に記載してください。

(注) インターネット出願ソフトの技術的な質問は、電子出願ソフトサポートセンターにお問い合わせください。

電子出願ソフトサポートセンター

受付時間：開庁日の9:00～18:15

電話：(東京) 03-5744-8534

(大阪) 06-6946-5070

ファクシミリ：03-3582-0510

1.1. 審査開始時期について

Q11 早期に審査官による審査(実体審査)を開始してもらうためには、どのような手続がありますか。

A 優先審査の申請(特48の6)又は早期審査の申請(申し出)があります。

早期審査に関する詳細については、特許庁ホームページ → 「制度から探す」 「特許」 → 「審査」 → 「早期審査について (<https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/soki/index.html>) 」の各項目を参照してください。

(注) 国内段階に移行した国際出願については、出願審査請求書を提出した後はいつでも早期審査の申請(申し出)が可能ですが、特許庁内の手続が開始されるのは、庁内ファイルヘデータ(国際公開、国際調査報

告等)が格納された後となります。

また、国際出願が日本国を指定国としている場合、当該国際出願の優先権主張の基礎となっている国内出願は、特許法第42条第1項の規定により優先日から1年4月(16月)を経過したのちに、通常はみなし取下げとなります。このようなみなし取下げとなる見込みの案件については、早期審査の申請(申し出)があっても、早期審査対象案件として選定されませんのでご注意ください。

スーパー早期審査の申請を行った出願については、可能な限り、条約第19条補正の写し、条約第34条補正の写しの提出を行わないでください。同様の補正が必要な場合は、特許請求の範囲(条約第34条補正にて、明細書、図面の補正がなされている場合には、明細書、図面も含む。)を全文補正する旨の手続補正書をオンラインで提出することにより行ってください。条約第19条補正の写し、条約第34条補正の写しが提出されている場合は、早期に審査が行えない場合があります。

12. 出願審査請求手数料の返還について

Q12 出願審査請求後、審査官から最初の通知等が来る前に出願を放棄又は取下げて、出願審査請求手数料返還請求をしたいのですが、どのような手続ですか。

A 「出願審査請求手数料返還請求書」により手続してください。ただし、返還の請求ができるのは、出願の放棄又は取下げから6月以内です。

出願審査請求書の手数料の納付方法により返還方法は異なります。(以下の表を参考)

出願審査請求書の手数料の納付方法	返還方法
特許印紙	銀行口座への振込
予納	審査請求時に記載の予納口座(審査請求後名義変更があった場合を除く) 審査請求時の出願人又は代理人(請求人)名の銀行口座への振込 *審査請求時と代理人が相違する場合であって代理権を有する者による手続である時は、指定された銀行口座への振込 *出願人(請求人)が審査請求時と相違する場合も同様
現金納付	銀行口座への振込
電子現金納付	銀行口座への振込
口座振替納付	銀行口座への振込
指定立替納付	特許庁からクレジットカード会社へ返納、クレジットカード会社から手続者へ精算

*口座名は手数料返還請求書に記載の代理人(請求人)が所属する事務所(会社)名義でも可。

〈予納台帳へ返還する場合〉

【書類名】	出願審査請求手数料返還請求書
(【提出日】)	令和 年 月 日
【あて先】	特許庁長官 殿
【出願の表示】	
【出願番号】	特願2000-500000
【返還請求人】	
【識別番号】	0000000000
【氏名又は名称】	(【代表者】)
	(【代理人】)
(【識別番号】	0000000000)
(【弁理士】)	
(【氏名又は名称】)
【返還請求対象書類】	
【書類名】	出願審査請求書
【提出日】	令和 年 月 日
【納付済金額】	
【返還の表示】	
【予納台帳番号】	
【加算金額】	

〈金融機関へ返還する場合〉

【書類名】	出願審査請求手数料返還請求書
(【提出日】)	令和 年 月 日
【あて先】	特許庁長官 殿
【出願の表示】	
【出願番号】	特願2000-500000
【返還請求人】	
【識別番号】	0000000000
【氏名又は名称】	(【代表者】)
	(【代理人】)
(【識別番号】	0000000000)
(【弁理士】)	
(【氏名又は名称】)
【返還請求対象書類】	
【書類名】	出願審査請求書
【提出日】	令和 年 月 日
【納付済金額】	
【返還請求金額】	
【返還金振込先】	
【金融機関名】	
【口座種別】	
【口座番号】	
【フリガナ】	
【口座名義人】	

※出願審査請求手数料を金融機関に返還する場合の出願審査請求手数料返還請求書の記載に関する注意点

- ①【金融機関名】の欄には金融機関名及び本支店名を記載してください。
- ②【口座種別】は「普通（総合）」又は「当座」でなければなりません。
- ③【口座番号】の欄には銀行の場合は7桁、ゆうちょ銀行の場合は5桁「先頭1桁は総合口座の1、末尾は0」に8桁「末尾は1」の計13桁を記載してください。
- ④【フリガナ】の欄には振込先金融機関の口座名義人フリガナと完全一致したものを記載してください。一致しない場合は振込ができません。
- ⑤【口座名義人】は出願人・代理人など手数料の返還にかかる手続を行った者と同一であり、振込先金融機関の口座名義人と同一でなければなりません。異なる場合には、【その他】の欄に「【返還金振込先】の【口座名義人】は【返還請求人】と異なるが、上記【返還振込先】への出願審査請求手数料の返還を希望する。」旨を記載してください。
- ⑥指定立替納付の場合は、【返還金振込先】欄内の各項目に「-（ハイフン）」を記載してください。

13. 期間徒過後の手続に関する救済について

Q13-1 国内書面提出期間（優先日から30月）内に国内書面を提出した外国語特許出願において、当該書面を提出した日から2月の翻訳文提出特例期間内に翻訳文を提出することができなかつた場合も、期間内に手続をすることができなかつたことが故意によるものでないときは、期間徒過後に手続をすることはできますか。

A 翻訳文提出特例期間内に翻訳文を提出できなかつた場合も、特許法第184条の4第4項の規定に基づき、当該期間の経過後であっても翻訳文を提出することができます。

Q13-2 特許法第184条の4に規定する国内書面提出期間内に翻訳文等の手続をすることができませんでしたが、翻訳文とともに、同法第184条の5第1項の書面（国内書面）の提出もすることができですか。

A 救済規定の対象となる手続は、翻訳文の提出のための手続ですが、国内書面提出期間内に国内書面の提出を行っていない場合は、翻訳文の提出とともに国内書面の提出をすることができます。その場合、国内書面に翻訳文を添付して提出してください。

Q13-3 特許法第184条の4第4項に基づき、外国語特許出願の翻訳文を提出しようと思います。外国語特許出願をした日から3年が近づいていますが、当該翻訳文の提出とともに出願審査請求書の提出をすることはできますか。

A 出願審査請求書の提出は可能です。日本を指定国に含む外国語特許出願は、その国際出願日にされた特許出願とみなされますが、この日から3年以内に出願審査の請求がなかったときは、その特許出願は取り下げたものとみなされます（特許法第48条の3第1項、第4項）。国際出願日から3年を過ぎた後に特許法第184条の4第4項の規定により翻訳文の提出を行っても、審査請求期間を徒過しているため、既に取り下げたものとみなされてしまいます。また、翻訳文の提出より先に、出願審査の請求をすることはできません（特許法第184条の17）ので、特許法第184条の4第4項に基づき翻訳文の提出ができる期間内であっても、出願審査の請求期限に御留意ください。

Q13-4 特許法第184条の4第4項に基づき翻訳文を提出しようと思いますが、それと併せて、発明の新規性の喪失の例外の適用を受けるための手続をすることはできますか。

A 特許法第184条の4第4項に基づき翻訳文を提出することができる期間内であっても、国内処理基準時（特許法第184条の4第6項）の属する日後30日を経過した後は、発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けるための手続をすることはできません（特許法第184条の14、特許法施行規則第38条の6の3）。

14. 優先権の回復について

Q14-1 国際段階で優先権の回復が認められれば、日本に国内移行した際は、必ず当該回復が有効になるという理解でよいでしょうか。

A 令和5年4月1日以降に優先期間を徒過した国際出願の優先権の回復については、日本の指定官庁は「故意ではない」基準を採用します。よって、受理官庁において「相当な注意」又は「故意ではない」基準を認定して優先権が回復された場合、合理的な疑義がない限り指定国日本において効力を有しますので、日本の指定官庁に対し改めて優先権の回復を請求する必要はありません。

また、令和5年3月31日以前に優先期間を徒過した国際出願の優先権の回復については、日本の指定官庁は「相当な注意」基準を採用します。よって、受理官庁において「相当な注意」基準を認定して優先権が回復された場合、合理的な疑義がない限り指定国日本において効力を有しますので、日本の指定官庁に対し改めて優先権の回復をする必要はありません。一方、受理官庁において、日本の指定官庁が採用していない「故意ではない」基準を認定して優先権が回復された場合、指定国日本において効力を有しません。また、日本の指定官庁に対し改めて優先権の回復の請求をしない限り、日本の指定官庁において優先権の回復の基準が満たされているか否かを判断されることはありません。

どの受理官庁がどの基準を採用しているかは、世界知的所有権機関のホームページ (<http://www.wipo.int>) から確認できます。

Q14-2 国内移行の際に、改めて指定官庁に対して優先期間を徒過した優先権に対する救済措置を求める場合の手続について教えてください。

A 令和5年3月31日以前に優先期間を徒過した国際出願について、日本の指定官庁に対し、改めて優先権の回復を請求する場合は、国内書面提出期間^(※)が満了する時の属する日後1月以内(ただし、国内書面提出期間^(※)内に出願審査の請求をした場合にあつては、その請求の日から1月以内)に、優先権主張を伴う出願をすべき期間内に出願できなかったことについて「正当な理由」に該当すべき理由を記載した回復理由書を提出してください。また、回復理由書を提出する場合には、正当な理由があることを証明する書面を添付してください。

一方、令和5年4月1日以降に優先期間を徒過した国際出願について、日本の指定官庁に対し、改めて優先権の回復を請求する場合は、国内書面提出期間^(※)が満了する時の属する日後1月以内(ただし、国内書面提出期間^(※)内に出願審査の請求をした場合にあつては、その請求の日から1月以内)に、優先権主張を伴う出願をすべき期間内に出願できなかったことが故意によるものでないことを表明し、所定の期間内に出願をすることができなかった理由を簡明に記載した回復理由書を提出してください。特許庁長官は、回復理由書に記載された事項について必要があると認めるときは、これを証明する書面の提出を求める場合があります。

^(※) 翻訳文提出特例期間が適用される外国語特許出願にあつては、翻訳文提出特例期間

15. 引用(欠落)補充手続について

Q15 引用(欠落)補充手続について教えてください。

A 国際出願が主張する優先権基礎出願に、欠落要素又は部分が完全に含まれていることを受理官庁が認める場合、いったん付与された国際出願日を変更させることなく欠落要素又は部分を補充できます。これを「引用による補充」といい、受理官庁で認められた国際出願日は指定官庁においても認められます。

本テキストの内容に関する問い合わせ先

審査業務課 方式審査室 指定官庁担当

受付時間：開庁日の9：00～17：30

電話：03-3581-1101（内線2644）

Email : PA1270@jpo.go.jp

(参考) その他、PCT国際出願手続に関する各種問い合わせ先

インターネット出願ソフトの操作方法、仕様、障害などの技術的な問い合わせ先

電子出願ソフトサポートセンター

受付時間：開庁日の9:00～18:15

電話：（東京）03-5744-8534

（大阪）06-6946-5070

ファクシミリ：03-3582-0510

電子出願データの着信状況の確認に関する問い合わせ先

特許庁ホットライン(24時間365日)

電話：03-3580-5002

国際出願(PCT)の国際段階の手続に関する問い合わせ先

出願課受理官庁担当

受付時間：開庁日の9:00～17:30

電話：03-3581-1101内線(2643)